

○年金保険者拠出金

「国共済連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金」の項を参照。

○平均年金月額

年金総額を受給権者数または受給者数で除することにより平均年金額を求め、これを12で除した金額をいう。

厚生年金保険においては、基金代行支給分が含まれている。

○補正された年金扶養比率

年金扶養比率を「支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合」で除したものである。ここで、支出額とは

支出額＝給付費＋基礎年金拠出金－基礎年金交付金
のことである。

$$\text{補正された年金扶養比率} = \frac{\text{年金扶養比率}}{\left(\frac{\text{支出額} - \text{追加費用}}{\text{支出額}} \right)}$$

国共済、地共済においては、制度発足前の恩給公務員期間等を引き継いだことにより、制度発足当初から年金受給者が多く発生する仕組となっている。そのため、年金扶養比率が低くなる。この影響を除くため、恩給公務員期間に係る給付費用である「追加費用」を用いて補正を行ったものである。

【参考】国共済の年金扶養比率

区分	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
年金扶養比率	1.99	1.97	1.95	1.92	1.91	1.89	1.85
補正された年金扶養比率	3.15	3.01	2.99	2.94	2.83	2.73	2.61

出所 社会保障審議会年金数理部会「財政状況－国家公務員共済組合－」各年度

○みなし基礎年金給付費〔＝基礎年金相当給付費〕

昭和60年改正前の旧法による年金の給付に要する費用のうち、基礎年金に相当する給付に要する費用のことである。基礎年金相当給付費ともいう。

○免除保険料

厚生年金基金ごとに定められている「免除保険料率」に相当する額のことである。厚生年金基金は厚生年金の給付の一部を国に代わって支給（代行給付）することから、加入員の厚生年金の保険料は、代行給付を賄うために必要な保険料率を基に決定され

る「免除保険料率」を控除した保険料率で計算するものとされている。

注 免除保険料率は現在 3.2～3.8%の範囲（7段階）で厚生労働大臣が厚生年金基金ごとに決定。

○老齢・退年相当と通老・通退相当

老齢・退年相当とは、被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間を満たしている（経過措置（現在は 20 年以上）及び中高齢の特例措置（15 年以上）も含む）新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の老齢年金及び退職年金のことをいう。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

通老・通退相当とは、老齢・退年相当に該当しない新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の通算老齢年金及び通算退職年金のことをいう。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

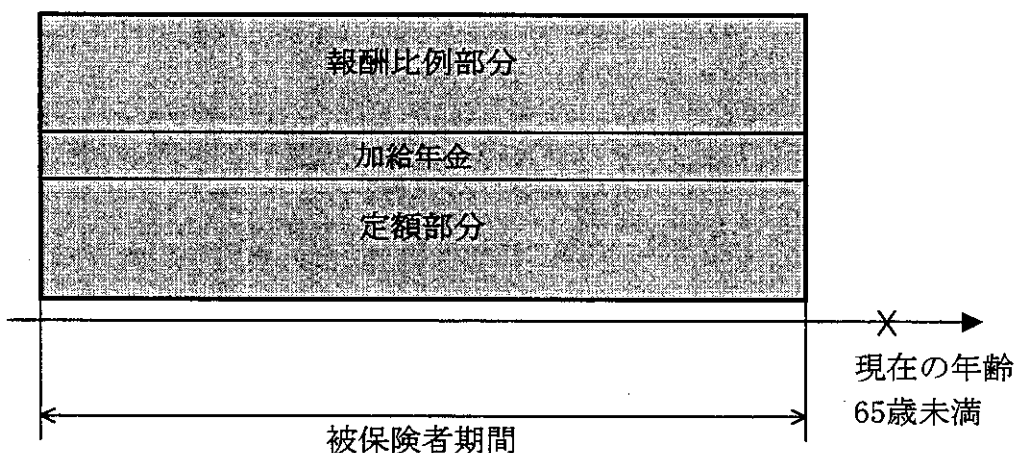
図1 被用者年金の給付構造 (老齢・退職年金の場合)

1 新法年金

・原則、昭和61年4月1日時点で60歳未満の者(大正15年4月2日以降生まれ)の老齢・退職年金

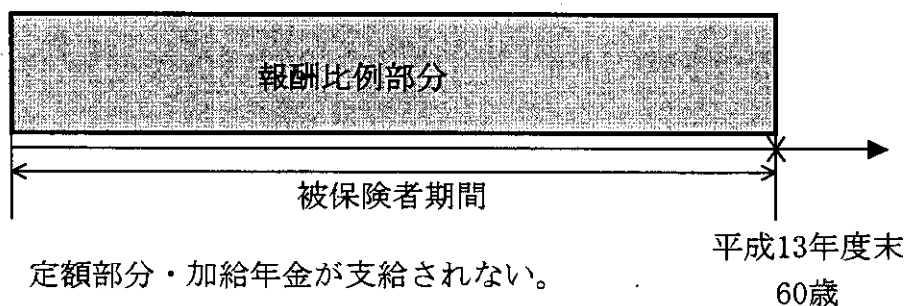
(1) 65歳未満の者 特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金

被用者年金の額(網掛け部分)

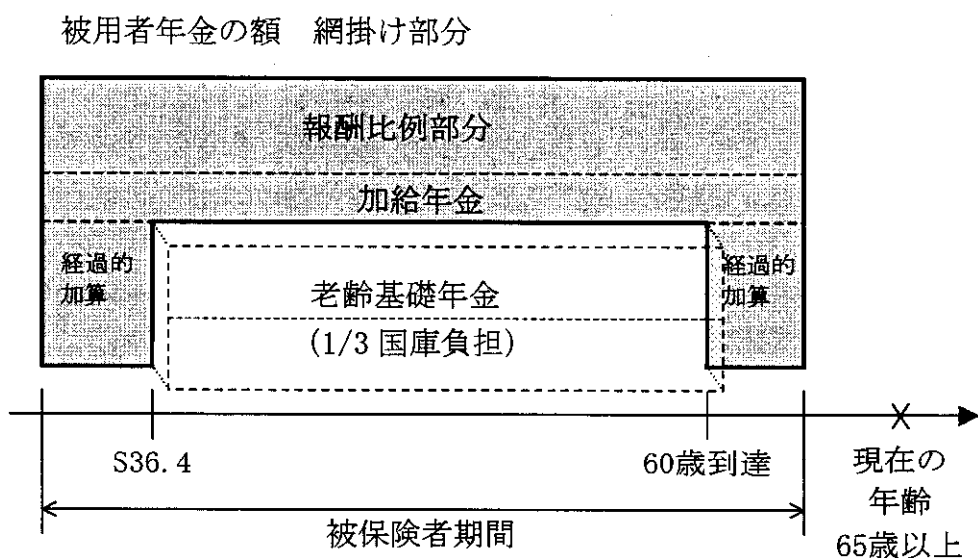


ただし、平成13年度末時点で60歳の者(厚生年金にあつては男性に限る)の場合、定額部分・加給年金の支給開始年齢が61歳である。

被用者年金の額 網掛け部分



(2) 65歳以上の者 老齢厚生年金・退職共済年金と老齢基礎年金



2 旧法年金（旧厚生年金の老齢年金、旧共済年金の退職年金）

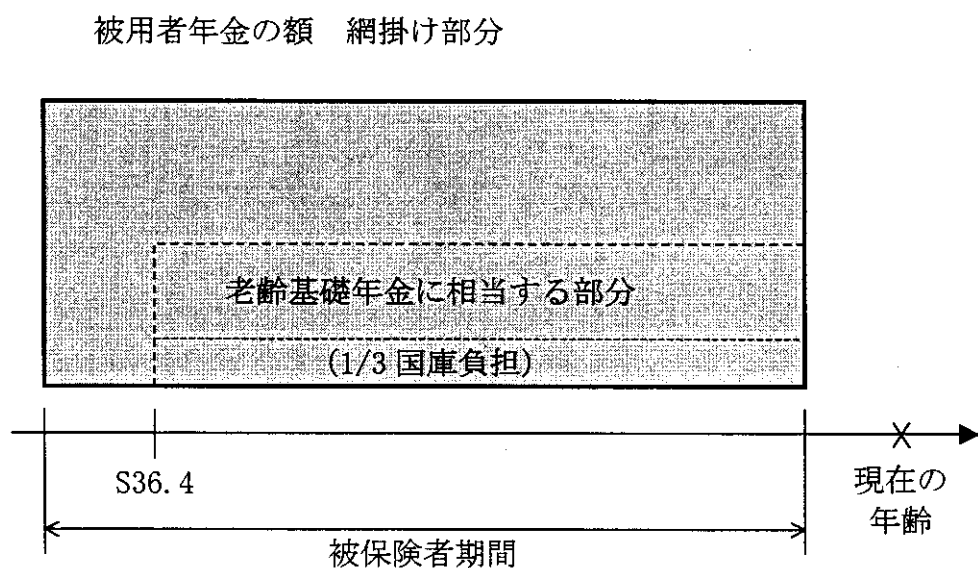


図2 公的年金制度の財政収支（概念図）

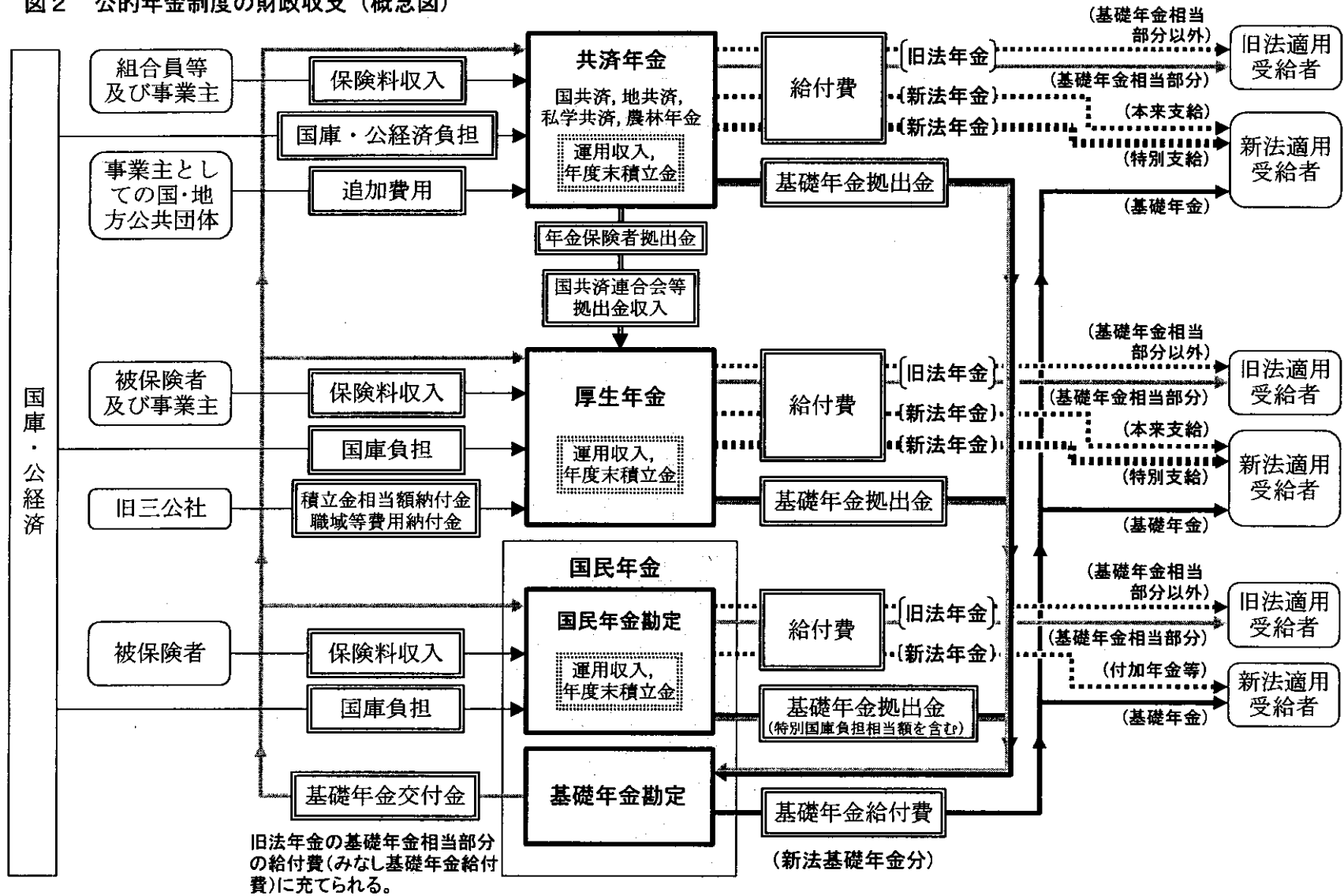
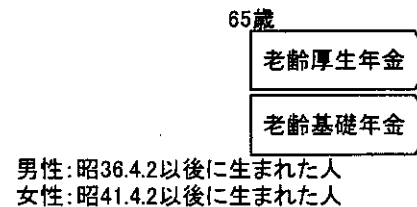
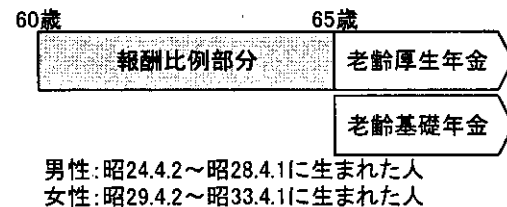
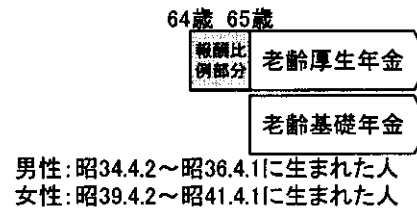
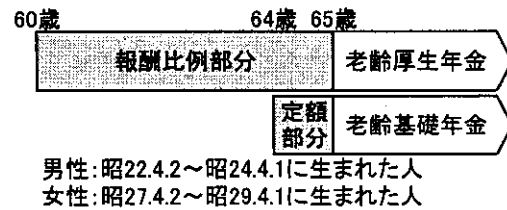
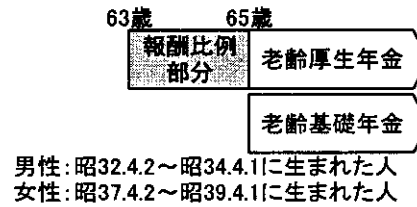
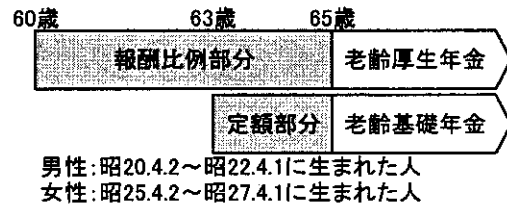
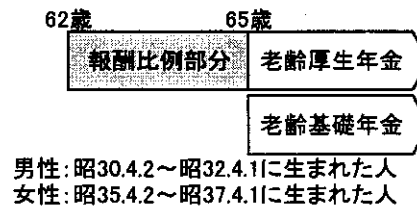
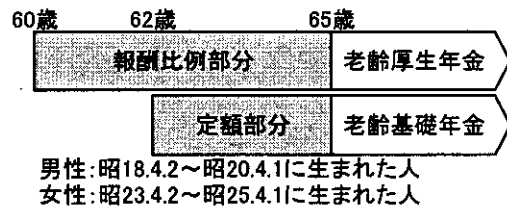
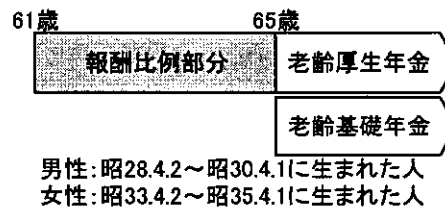
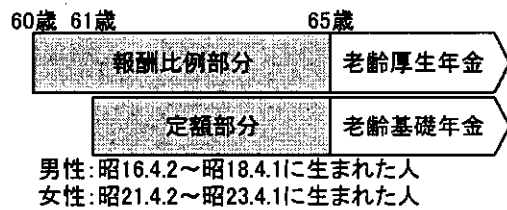
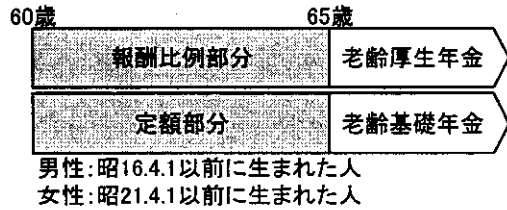


図3 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢

[網掛け部分 特別支給の老齢厚生年金]



注1 特別支給の老齢厚生年金の定額部分には加給年金も含まれる。
注2 退職共済年金の場合、支給開始年齢は男女同じで、女性も上の男性の生年月日区分に応じた支給開始年齢となる。

補足 1

平成 11 年財政再計算における被保険者数・組合員数の将来見通しについて

共済各制度は、平成 11 年財政再計算において、組合員数の将来見通しを以下のように複数設定している。なお、厚生年金の被保険者数の将来見通しは、将来推計人口（平成 9 年推計、国立社会保障・人口問題研究所）の中位推計と労働力率見通し（平成 10 年 10 月労働省推計）を用いて作成されている。

1 国共済

- (1) 組合員数が 112.2 万人(平成 9 年度末組合員数)で一定として仮定した場合
- (2) 将来推計人口(総数)と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合
- (3) 厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合

2 地共済

- (1) 組合員数が 332.6 万人(平成 9 年度末組合員数)で一定として仮定した場合
- (2) 将来推計人口と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合
- (3) 厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合

3 私学共済

- (1) 組合員数が、平成 14 年度以降、42.3 万人(平成 14 年度末見込み)で一定と仮定した場合
- (2) 学齢人口と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合
- (3) 厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合

4 農林年金

- (1) 組合員数が 47.1 万人(平成 6 年度末から 10 年度末までの間の組合員数の減少が平成 12 年度末まで同じ傾向で進むとした場合の 12 年度末組合員数)で一定と仮定した場合
- (2) 組合員数が 46.1 万人(平成 6 年度末組合員数を 5 万人削減するという目標どおりに削減が進んだ場合の 12 年度末組合員数)で一定と仮定した場合
- (3) 将来推計人口と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合
- (4) 平成 12 年度末の組合員数が 48.2 万人(平成 10 年度末組合員数)で、その後、厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合
- (5) 平成 12 年度末の組合員数が 46.1 万人で、その後、厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合

補足 2

国庫が負担する費用一覧（国民年金及び厚生年金の場合）

1 いわゆる 3分の1 国庫負担が対象とする費用

○基礎年金の給付に要する費用^{※1、※2}のうち、被用者年金制度が負担する部分以外の分の 1/3
[第 85 条第 1 項第 1 号]

○基礎年金の給付に要する費用^{※1、※2}のうち、被用者年金制度が負担する部分（国民年金への基礎年金拠出金として負担）の 1/3 [厚生年金保険法第 80 条第 1 号、第 94 条の 2 第 1 項]

※1 基礎年金の給付に要する費用とみなされる給付費（みなし基礎年金給付費）を含む。

- ・旧法国民年金の給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭 60 附則第 35 条第 4 項）
- ・旧法厚生年金による給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭 60 附則第 35 条第 3 項）

※2 ただし、以下で●を付した費用（みなし基礎年金給付費に含まれる）の額は、国庫負担の対象となることから除かれる。[第 85 条第 1 項第 1 号、昭 60 附則第 34 条第 2 項]

2 3分の1 国庫負担以外の国庫負担が対象とする費用

（基礎年金関連）

●保険料全額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の全額 [第 85 条第 1 項第 2 号]

●保険料半額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の 1/4 [第 85 条第 1 項第 2 号]（平成 14 年 4 月 1 日より）

●20 歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の 40/100 [第 85 条第 1 項第 3 号]

●旧障害福祉年金が裁定替えされた障害基礎年金及び旧母子福祉年金等が裁定替えされた遺族基礎年金の給付費の政令で定める割合（40/100）[昭 60 附則第 34 条第 1 項第 2 号]

●老齢基礎年金の給付費のうち、老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 3 号]

（新法国民年金）

○付加年金等の給付費の 1/4 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 1 号]

（旧法国民年金）

●旧国民年金の給付費で免除期間に係る部分の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 4 号]

●老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 5 号]

●嵩上げ加算分の 1/4 相当分 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 5 号]

- 5 年年金の給付費の 1/8 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 7 号]
- 昭 48 附則第 12 条第 2 項で計算される老齡年金、10 年年金に係る通算老齡年金の差額分の 1/4 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 8 号]
- 付加保険料納付済期間に係る老齡年金及び通算老齡年金の給付費の 1/4 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 6 号]
- 老齡福祉年金の給付費の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 9 号]

(旧法厚生年金)

- 昭和 36 年 4 月 1 日以前の期間に係る給付費のうち 20/100 (第 3 種被保険者期間については 25/100) [昭 60 附則第 79 条第 1 号]
- 旧厚生年金保険の老齡年金の給付費のうち、旧国民年金の老齡年金の高上げに相当する部分の 1/4 [昭 60 附則第 79 条第 2 号]